

教科書採択についての議会請願等に関する声明

1 現在、新たに検定合格した中学校用教科書はじめ、来年度から使用される教科書の採択が神奈川県内の各教育委員会で行われている。

もとより教科書は、「主たる教材」（教科書の発行に関する臨時措置法2条1項）として各教科の教育指導の基本となるものである。

そして、教育は、教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、子どもの個性に応じて弾力的に行われることをその本質とするから（最高裁1976年〔昭和51年〕5月21日大法廷判決参照）、授業で使用する教科書の選定には、本来、それを使用して授業を行う教師の意向が最も強く反映されるべきものであり、また教育課程を編成する主体である各学校の意向が尊重されるべきものである。

教育委員会は一般行政から独立して教育行政を管理・運営する機関として、各学校の意向を尊重して教科書の採択を決定すべき責任を有する。

したがって、地方議会その他の公的機関（首長を含む）が、教科書採択の内容について影響力を行使することを試みることは、教育に対する不当な支配に当たり、これを禁じる教育基本法16条1項に違反すると言わねばならない。

2 この教科書採択について、神奈川県内における複数の地方議会に対し、「平成23年度の教科書採択についての請願」等の題目で、「平成23年の中学校教科書採択では、教育基本法や学習指導要領の改正の趣旨に最もふさわしい教科書を採択すること」を求める請願又は陳情（以下、単に「請願」と記す。）が提出された。今後、他の議会にも同趣旨の請願が提出されることが予想される。

しかし、このような請願は、現行制度上教育委員会の権限とされている教科書採択の内容について、議会が直接介入することを求めるものである。上述のとおり、議会がこのような請願を採択し、又は同趣旨の決議を行うことは、教育に対する不当な支配を禁じる教育基本法16条1項に違反し、違法となる疑いが極めて強い。

3 我々は、神奈川県内で活動する法律家として、県内の各地方議会が教育基本法違反となるような請願の採択を行う事態が生じる可能性について深く憂慮するものであり、この種の請願の審議および取扱いについて各議会が慎重に対処するよう要請する。

2011年（平成23年）5月12日

弁護士 浅川 壽一（横浜弁護士会所属）

弁護士 飯田 学史（横浜弁護士会所属）

弁護士 石井真紀子（横浜弁護士会所属）

弁護士 井上 啓（横浜弁護士会所属）

弁護士 岩橋 宣隆（横浜弁護士会所属）

弁護士 岩村 智文（横浜弁護士会所属）

弁護士 内田 和利（横浜弁護士会所属）

弁護士 大川 隆司（横浜弁護士会所属）

弁護士 太田伊早子（横浜弁護士会所属）

弁護士 太田 啓子（横浜弁護士会所属）

弁護士 岡田 尚（横浜弁護士会所属）

弁護士 小口千恵子（横浜弁護士会所属）

弁護士 小野 通子 (横浜弁護士会所属)	弁護士 高橋 由美 (横浜弁護士会所属)
弁護士 小花 和史 (横浜弁護士会所属)	弁護士 滝本 太郎 (横浜弁護士会所属)
弁護士 甲斐田沙織 (横浜弁護士会所属)	弁護士 竹中 由重 (横浜弁護士会所属)
弁護士 金子 祐子 (横浜弁護士会所属)	弁護士 田渕 大輔 (横浜弁護士会所属)
弁護士 川口 彩子 (横浜弁護士会所属)	弁護士 中村 宏 (横浜弁護士会所属)
弁護士 川又 昭 (横浜弁護士会所属)	弁護士 名取 孝浩 (横浜弁護士会所属)
弁護士 川本 美保 (横浜弁護士会所属)	弁護士 西村 隆雄 (横浜弁護士会所属)
弁護士 神原 元 (横浜弁護士会所属)	弁護士 西村 紀子 (横浜弁護士会所属)
弁護士 菊地 哲也 (横浜弁護士会所属)	弁護士 根岸 義道 (横浜弁護士会所属)
弁護士 北神 英典 (横浜弁護士会所属)	弁護士 根本 孔衛 (横浜弁護士会所属)
弁護士 小池 拓也 (横浜弁護士会所属)	弁護士 野村 正勝 (横浜弁護士会所属)
弁護士 小賀坂 徹 (横浜弁護士会所属)	弁護士 畑谷 嘉宏 (横浜弁護士会所属)
弁護士 児嶋 初子 (横浜弁護士会所属)	弁護士 畑山 穰 (横浜弁護士会所属)
弁護士 近藤ちとせ (横浜弁護士会所属)	弁護士 藤田 温久 (横浜弁護士会所属)
弁護士 阪田 勝彦 (横浜弁護士会所属)	弁護士 古川 武志 (横浜弁護士会所属)
弁護士 佐藤 昌樹 (横浜弁護士会所属)	弁護士 星野 文紀 (横浜弁護士会所属)
弁護士 佐藤 正知 (横浜弁護士会所属)	弁護士 穂積 匡史 (横浜弁護士会所属)
弁護士 沢井 功雄 (横浜弁護士会所属)	弁護士 本田 正男 (横浜弁護士会所属)
弁護士 志田なや子 (横浜弁護士会所属)	弁護士 増本 一彦 (横浜弁護士会所属)
弁護士 篠原 義仁 (横浜弁護士会所属)	弁護士 松本 育子 (横浜弁護士会所属)
弁護士 嶋崎 量 (横浜弁護士会所属)	弁護士 三木恵美子 (横浜弁護士会所属)
弁護士 清水 俊 (横浜弁護士会所属)	弁護士 三嶋 健 (横浜弁護士会所属)
弁護士 杉本 朗 (横浜弁護士会所属)	弁護士 向川 純平 (横浜弁護士会所属)
弁護士 鈴木 麻子 (横浜弁護士会所属)	弁護士 森 卓爾 (横浜弁護士会所属)
弁護士 関守麻紀子 (横浜弁護士会所属)	弁護士 山崎 健一 (横浜弁護士会所属)
弁護士 宋 惠燕 (横浜弁護士会所属)	弁護士 山下 芳織 (横浜弁護士会所属)
弁護士 田井 勝 (横浜弁護士会所属)	弁護士 山森 良一 (横浜弁護士会所属)
弁護士 高城 昌宏 (横浜弁護士会所属)	弁護士 湯山 薫 (横浜弁護士会所属)
弁護士 高橋 宏 (横浜弁護士会所属)	弁護士 芳野 直子 (横浜弁護士会所属)
弁護士 高橋 瑞穂 (横浜弁護士会所属)	弁護士 渡辺登代美 (横浜弁護士会所属)

連絡先： 〒211-0004

神奈川県川崎市中原区新丸子東二丁目 895 番

武蔵小杉 AT ビル 505 号室

武蔵小杉合同法律事務所

弁護士 穂積 匡史

TEL 044-431-3541 FAX 044-422-5315